

石嶺市営住宅活用用地の活用方策検討基礎調査業務委託
に係る制限付一般競争入札の実施について

地方自治法第 234 条第 1 項の規定により、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 城間 幹子



1 制限付一般競争入札に付する事項

- (1) 業 務 名：石嶺市営住宅活用用地の活用方策検討基礎調査業務委託
- (2) 履 行 場 所：那覇市首里石嶺町 2 丁目 127 番 他
- (3) 業 務 概 要：本調査は、石嶺市営住宅の建替事業で創出する活用用地について、土地利用の方向性や活用方針の検討を行うなど、活用用地の円滑な活用に資するための基礎資料を作成するものである。
- (4) 履 行 期 間：契約締結日の翌日から令和 4 年 3 月 25 日（金）まで
- (5) 予 定 価 格：5,456,000 円（税込み）
- (6) 最低制限価格：設定する。
- (7) 当該競争入札は、紙入札により実施する。
- (8) 当該競争入札は、競争入札参加資格の審査を入札執行後に行う事後審査型である。

2 入札参加資格要件

- 次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。
- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (2) 那覇市建設工事指名業者選定委員会要綱（昭和 57 年 1 月 26 日助役決裁）第 14 条に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
 - (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく再生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

- (4) 経営状態が著しく不健全であると市長が認める者に該当しない者であること。
(公告日の3月前から開札日までの間に不渡り等を生じていないものであること。)
- (5) 本市の市税の納税義務がある者にあつては、その市税に滞納がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号の暴力団員又は同条第2号の暴力団若しくは同条第6号の暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 那覇市内に本店、支店又は営業所がある法人であること。
- (8) 本業務委託に際し、この公告及び特記仕様書に基づき業務を確実に履行できる者で、過去10ヶ年の間に、国又は地方公共団体の発注する業務において、土地利用に係る調査検討業務又は基本構想や基本計画などの各種計画策定業務の契約を締結し、これらを誠実に履行した者であること。
- (9) 配置する技術者は、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係(改札日以前に3ヶ月以上の継続した雇用関係)にある者とし、管理技術者及び照査技術者に必要とされる資格は、次のいずれかとする。なお、管理技術者と照査技術者は兼任できない。
 - ・ 技術士(総合技術監理部門)
 - ・ 技術士(建設部門:都市及び地方計画)
 - ・ R C C M(都市計画及び地方計画)
- (10) 那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程第6条に規定する審査を経て、建築関係の建設コンサルタントの業種登録を行っている者であること。

3 本案件に関する質問・回答

- (1) 提出期間:令和3年11月11日(木)9時00分～
令和3年11月15日(月)17時00分
- (2) 提出方法:「質問書」を市営住宅課へ直接提出するか、FAXで送付すること。(FAXの場合は、必ず担当者に電話で着信を確認すること。また、質問がなければ質問書の提出は不要とする。)
- (3) 回 答:令和3年11月16日(火)17時
- (4) 回答方法:那覇市 市営住宅課ホームページに掲載する。

4 入札及び開札日程

- (1) 日 時:令和3年11月18日(木)午前10時
- (2) 場 所:那覇市役所9階 901会議室
 - ・ 注意事項:入札参加資格審査申請書等は、入札時に直接提出しなければならない。提出が無い場合には、入札に参加することができない。

5 入札保証金、契約保証金、支払い条件に関する事項

- (1) 入札保証金：那覇市契約規則第8条により免除する。
- (2) 契約保証金：那覇市契約規則第30条により免除する。
- (3) 前 金 払：適用しない。
- (4) 部 分 払：適用しない。

6 入札の無効

本公告に示した参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした入札又は入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

7 落札の決定方法及び契約締結時期

予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効入札をした者（以下、「落札候補者」という。）を順次順位を付する。なお、落札については、入札参加資格審査後に落札者を決定し、「落札者決定通知書」を送付する。

落札決定の通知を受けたものは、通知を受けた日から7日以内に契約しなければならない。

8 入札金額に係る消費税の取扱い

落札にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 その他

- (1) 入札参加者は、特記仕様書、資格審査申請書等を熟読しこれを遵守すること。
- (2) 契約書（案）、特記仕様書、入札説明書、様式等については下記的那覇市市営住宅課ホームページに掲載する。

10 問い合わせ先

〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号（本庁舎8階）

那覇市 まちなみ共創部 市営住宅課 企画G 担当：仲程、永山

TEL：098-951-3262 FAX：098-951-3243

HP：